

超過勤務命令の上限規制の導入について

1 導入理由

- ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 3 0 年法律第 7 1 号）の公布に伴う労働基準法の一部改正により、民間労働者については、いわゆる 3 6 協定で定める時間外労働の上限規制等が導入され、平成 3 1 年 4 月から施行されることとなった。
- ・国はこの改正をふまえ、国家公務員の超過勤務命令の上限を人事院規則で定め、地方公務員についても、同様の措置を講じるとともに、必要な条例改正を行うよう通知を出した。
- ・この通知により、職員の勤務時間、休暇等に関する条例において超過勤務命令の上限時間を定めるための委任規定を設け、条例施行規則において具体的な超過勤務命令の上限を定めるもの。

2 超過勤務命令の上限規制等（水道局、市民病院を除く）

- ① 超過勤務命令の上限を 1 箇月 4 5 時間以下、かつ 1 年につき 3 6 0 時間以下 を原則とする（全所属対象）
- ② ①を超えることが見込まれる場合は、任命権者と協議（※1）のうえ、1 箇月 1 0 0 時間未満、2～6 箇月平均で 8 0 時間以下、1 年につき 7 2 0 時間以下とすることができる。（ただし、1 箇月 4 5 時間を超えて時間外勤務を行うことができる月数は、1 年について 6 箇月以下）
- ③ 大規模な災害への対応等、緊急性が高い業務（※2）に従事する職員については、①、②の時間を超えて超過勤務の命令をすることができる。
- ④ 上限時間を超えて命令を行った場合には、その要因を分析し、検証を行うものとする。

（※1）①を超えることが予見でき次第速やかに、所属ごと、各部長と部内での応援体制を構築するなどの調整を終えたのち、各任命権者の人事担当課と文書協議を行うこととする。また、協議の許可については、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）を主に、限定的に行うこととする。手続きの詳細については、後日、通知を发出予定。

（※2）各任命権者が認める場合のみとする（震災による対応や除雪等を想定）。

3 条例、規則の施行日

平成 3 1 年 4 月 1 日（文書による協議方法等については、後日お知らせします。）